

ビジネスと人権 一人権尊重のまちづくりのために

①人権を尊重するビジネスとは

企業（会社）の大小に関わらず、ビジネスにおいて人権を尊重することが、世界中で求められていて、国連で3つの柱が採択されました。日本でもこれを受け、2020（令和2）年に「『ビジネスと人権』に関する行動計画」が策定されました。

3つの柱

○国は会社が人権を守るルールをつくったり、できていなければ注意したりします。（**国家の義務**）

○会社はそこで働く人や、商品を買う人や利用する人の権利が守られるようにしないとはいけません。（**企業の責任**）

○もし人権が守られないようなことがあれば、国や会社は、問題を解決するようにしないとはいけません。（**救済へのアクセス**）



②＜「『ビジネスと人権』に関する行動計画」を踏まえた企業の取組例＞ ＜西日本鉄道株式会社＞の取組

西日本鉄道㈱では、社員やお客様などのすべてのひとの人権を尊重するために、経営幹部約120名を対象とした研修が行われることはもちろんですが、約21,000名の全従業員の方を対象にも行われています。

研修では福岡市企業同和問題推進協議会が作成した冊子を活用しています。この協議会は1978年に設立され、西日本鉄道㈱をはじめ、現在では416の企業が会員となり、同和問題をはじめとする人権問題の研修や市民啓発などに取り組んでいます。



不動産部門での人権研修
内容：同和問題（部落差別）



「企業（会社）は人権を尊重せずしてビジネスは成り立たない」ということが、国際基準として言われています。私たち市民は、地域社会の中で、企業・事業者とも協力しあい、人権尊重のまちづくりをめざしていきたいものです。